

鳥羽市全員協議会会議録

令和2年5月1日

○出席議員（14名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	8番	中世古泉
9番	木下順一	10番	戸上健
11番	浜口一利	12番	坂倉広子
13番	坂倉紀男	14番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・浜口水道課長、河原補佐、西根管理係長
- ・榎農水商工課長、村山補佐、河村商工労政係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也  
書記 中村真緒

次長兼  
議事総務係長 木田 崇

(午後 1時20分 再開)

○木下順一議長 本会議に引き続き、お疲れさまです。

ただいまから全員協議会を再開します。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、議事に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項についてであります。

①新型コロナウイルス感染症に係る対策としての水道料金の減額についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

水道課長。

○浜口水道課長 水道課、浜口です。よろしくお願いいたします。

貴重な時間をおかりしましてコロナ禍における水道料金の基本料金免除について説明させていただきます。

水道料金に対しましては、今現在はお支払いが困難な方には分納支払いや猶予を行っているところでございますが、相談も当初は営業用の旅館・ホテル業からの申入れがほとんどでしたが、事業所の休業により収入が減ったことによる個人からの相談も見られるようになってきました。

このような事情を踏まえて、市民の暮らしを守るため基本料金の免除を行いたく、説明させていただきます。資料をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る対策としての水道料金の軽減についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に大きな影響を与えている現下の状況を踏まえ、下記のとおり水道料金の減額により支援を行いたいというものでございます。

減額(支援)内容でございますが、官公署用を除く上水道の基本料金を免除いたします。

例えば、一般家庭用13ミリの場合の基本料金が1,155円ですが、これを免除してゼロ円とするものです。

下段のほうに基本料金の一覧表を掲載していますが、これらの基本料金を免除するもので、対象者は8,919件で、減額期間は令和2年4月から9月の使用分6か月間を考えております。

この免除に伴う所要額、料金収入の減額でございますが、約8,300万円となっております。

また、根拠規定につきましては、鳥羽市給水条例の第34条の料金、手数料等の軽減又は免除規定で、管理者は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができるというもので、これを運用しましてフットワークよく早急に4月使用分の水道料金から行いたいと考えております。

以上が説明となります。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

南川議員。

○南川則之議員 ちょっと質問させていただきます。

現状、新型コロナの影響という形で出てから、まだ4月分については各家庭の料金については検針はしてないかわかりませんが、3月、4月とどのような、一般家庭と営業と量的に推移しておるかという、わかる範囲でお答えをお願いします。

○木下順一議長 水道課長。

○浜口水道課長 まず、2月分の使用料でございますが、営業用におきましては2月分の使用量として535万8,000立米が減っています。全体としまして7億6,168万9,403立米のうち535万8,000立米減量となりました。2月については微減といえますか多少の減りなんですけれども、3月分の使用量になりますと1,200万立米くらい減ってきております。3月の使用量については、これが目安になるかなとは、今、思っているところです。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 今、回答いただいた1,200というのは営業用と一般家庭用と分かれて、どうか。

○木下順一議長 水道課長。

○浜口水道課長 すみません、営業用です。

一般家庭用につきましては、2月分につきましては前年度対比として増えております。65万立米余り、一般家庭用、これが2月分です。3月分につきましても、36万7,000立米ということで全体の2,819万5,000に対して36万7,000立米増えている状況です。

一般家庭用についてはステイホームの影響か、水の使用量が増えておりますが、営業用については減っている傾向にあります。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 何を言いたいかということ、コロナの影響で家庭における時間帯が長くなって、当然、子供さんが学校へ行っていないということで家におられると。そんな中で小さな子供さんやと親御さんも仕事に行けなくて家における時間が多くて、こういった形の一般家庭用の水道というのが増えてきておると思います。

今回の基本料金の減免ということも本当にありがたいことであるけれども、一般家庭用で言うと現状よりも水量が増えておるということで、たとえ基本料金を免除しても、一つ例をさっき挙げてもらったんですけども、13ミリで10トン未満で基本料金だけの家庭が1,155円で、基本料金を減免するとゼロ円になるけれども、それ以上に家庭は10トン以上使う家庭も出てくると思うんです。

そうなると、コロナの影響で自宅にとどまらないかん状態をつくりながらも、さらに一般家庭用については減免というかしっかりとコロナ対策をしてあげる必要があるんじゃないかというところがあると思うんですけども、その辺の検討はしたかどうか、お聞きします。

○木下順一議長 水道課長。

○浜口水道課長 なぜ基本料金だけかということですが、水道料金の形態としては、今おっしゃられたように基本料金のその上に従量料金というのがございまして、一般家庭で申しますと10立米までは1,155円で定額となっています。それから、10立米を超えると従量料金というのが発生しまして立米当たり187円とか段階的に料金が上がっていくようになっております。

そこで、基本料金だけにしたという理由は、ここも従量料金までも免除にしてしまいますと水道会計のほう

としても読めないところがございます。幾ら水を使うかわかりませんので、水道代、ただになつてしまうとどうしても水をおろそかに使う傾向も生じるのではないかなという、そんな不安もございますので、今回は基本料金免除という形を取らせていただきました。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 今回の4月から9月ということでコロナがいろいろ問題になってからの量ということで、今、私が言ったように4月分以降は、今後、検針されて、当然、4月、5月、子供さんらがひよつとしたら9月まで学校が休みになって自宅におるということで、だんだんと使用量も増えてくる可能性があります。

そうした現状の生活体系に応じて生活の状況に応じて、先ほど水道課長が言うたように、そういった個人の事業者でも下支えをするというようなどころからすると、もう少しデータを分析してコロナ対策により手厚く鳥羽市独自の対策というのをしていく必要があるかなと思いますので、先ほど課長が言われたように、それは企業会計の中身の精査も必要であると思いますけれども、以前から内部留保資金の話もさせてもらっておると思うんですけども、現状で持っておる現金も使えるだけ使って対比しながら今後の水量に応じて、また再度検討いただければありがたいと思います。

その辺の考えはどうでしょうか。

○木下順一議長 水道課長。

○浜口水道課長 今のところ9月までの使用分6か月間を免除といたしております。

今後につきましては、6か月後にもう一度検討したいという思いがあります。

といいますのは、今の水道の収入につきまして、旅館・ホテル業のほうが大打撃を受けておまして、水道の使用量が減っております。全体の水道料金の収入といたしましても旅館・ホテル業の使用料が66%余りを占めておりますので、そこが減るというふうに私ども見込んでおります。そこが減ってしまうと全体の料金収入が減りますので、この6か月の間に統計を取って、今後の対策は考えたいと考えております。

以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 僕はこれは見事な事業だと思います。見上げたものだと思います。この議会、5月1日議会、もうがっかりの連続でしたけれども、ここにきて市民からすれば希望が見えるというふうに思います。

基本料金を100%、半年にわたって免除するというのは、全国にちらほらありますけれども、例えば大阪の堺市は基本料金の8割を4か月免除するというのが出ております。

これ、課長、県内29市町で基本料金を半年間にわたって免除すると、無料にするという事例はほかにありますか。

○木下順一議長 水道課長。

○浜口水道課長 今のところ、私どもの情報としては川越町とそれから四日市市が最近行ったという情報を得ております。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 南水地域では鳥羽だけだということです。大したものや。

○木下順一議長 よろしいですか。

河村議員。

○河村 孝議員 私も戸上議員同様、今回の措置については評価したいと思います。

ただ、8,300万円という金額が収入の上で企業会計で減額になるということで、一つ懸念されるのは、今後の水道関係のインフラ整備の計画が後にずれてしまうのではないのかとか、そのようなことも心配されるんですけども、それに耐えられるであろう金額の設定が今回の8,300万円という理解でよろしいんですか。

○木下順一議長 水道課長。

○浜口水道課長 今の内部留保資金を利用いたしまして、今後の実施計画については耐え得るという判断をしております。

○河村 孝議員 了解です。わかりました。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了したいと思います。

水道課の皆さんは退席していただいて結構でございます。ご苦労さまででした。

続きまして、②三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 農水商工課長の榎です。よろしくお願いします。

三重県が4月20日に発表しました三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の状況についてご報告させていただきます。

資料1のほうをご覧ください。

協力金の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため三重県が行う緊急事態措置による休業要請依頼に全面的に協力いただける中小企業・小規模事業者に対して、三重県と県内の各市町の協調事業として協力金を交付する事業概要となっております。

対象の事業者は、県の休業要請等の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者のうち、県からの協力要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者でございます。県が基本的に休業を要請する施設といたしましては、別紙に対象内という形での表があると思いますけれども、遊興施設と運動・遊戯施設、劇場等、集会展示施設、文教施設、大学・学習塾等、博物館等、集会の用の供する部分に限る宿泊施設、生活必需物資の小売り関係や生活必需サービス業を除く商業施設としております。

対象の要件でございますけれども、令和2年4月20日から5月6日までの緊急事態措置期間中に休業及び20時から翌朝の5時までの自粛の要請に全面的にご協力いただくこと、4月20日以前に開業しており、営業の実態があることとしております。

休業等の協力については、少なくとも4月22日から5月6日までの期間においてご協力いただくことを要件としております。

協力金の支給額でございますが、1事業者当たり50万円で、その支払に当たっては、財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、仮称ではございますけれども、の活用を見込むとともに、支払金額50万円については、交付終了後の確定後、県と各市町で折半することを予定している状況となっております。

続きまして、協力金交付のほうですけれども、協力金の交付につきましては、申請に係る相談、事業者からの申請受付、審査、協力金の交付までの一連の事務を県が行っており、その申請の受付は今週月曜日の4月27日から始まっております。5月22日までを予定しております。

申請の方法は、郵送での受付のみとなっております、提出先は三重県雇用経済部の新型コロナウイルス感染症拡大阻止の協力金係宛となっております。

休業要請に係る相談は、県が専用窓口を開設し、9時から5時までの時間で土日祝も受け付けております。また、県ホームページのほうでも事業内容についてご案内しておりますし、市のホームページからもそちらのほうへご案内できるように体制をとっております。

この協力金の交付に当たっては、三重県と県内各市町がそれぞれ協定書を締結することとしており、その内容は資料2の協定書（案）となっております。

公庫から協力金の支払いに至る一連の業務を三重県が行うこと、協力金の単価、県と各市町の支出割合、支出方法等が記載されており、支出割合では1事業者に支払う協力金50万円のうち、県25万円、市町25万円という負担割合となっております。4月27日からの申請に係る協定としてのものでございます。

この事業は、県と市町との協力事業ということで実施されるもので、三重県は4月24日、県全体で約1万件を想定した補正予算を県議会で可決し、27日から申請のスタートをしております。

事業者への協力金の交付は、5月の中旬頃からというふうになる見込みです。

鳥羽市では、この事業の市の負担割合に係る予算措置について、5月25日以降に鳥羽市分の交付件数が確定し、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用できる金額を見極めてから補正予算を上程させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

想定する市の予算規模ですけれども、今現在の想定ですけれども、平成28年の経済センサスから対象となる市内の事業所数を見ますと、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業、教育学習支援業で441事業所となっております、市町負担分25万円を乗じますと想定される最大規模として1億1,000万円というふうになっております。これ、あくまでセンサスから事業所を拾った中で乗じた規模となっております。

以上、ご報告させていただきます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 県の事業であるということで、答えられないかもわからないんですけども、先月27日から5月22日までが受付期間で、それを受けて恐らく支給までのまたタイムラグがあるのかなと思うんですけども、どのような推移で動くかというのは把握されていらっしゃいますか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 申請のほうは、もう受付のほうは順次22日までの間、今のところ22日を締切りとして動

いております。早いところであれば5月の中旬頃からの見込みということですので、この受付の状況によってこちらのほうで5月中旬から始まってくるということになります。

○木下順一議長 瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 ということは、受付順によって、受付期間の中であっても順次振込がされてくるといような理解でよかったですか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 県のほうが示しているのが5月中旬頃ということとなっております。受付期間が22日までというふうな形での予定となっておりますので、そういうダブる期間というか、申請しながらの振込の期間が重なる部分も出てくるかと想定はしております。

○木下順一議長 他にございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 この協力金については、非常に事業者のほうから関心を持ってどういうふうにしたらいいかというような問い合わせが非常に多く寄せられておりますけれども、これについての相談の窓口とかというのはどういうところに、申請する記載に当たってのいろんなことの相談についてはどこへ行ったらいいのかというふうなところの問い合わせがあるんですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 休業要請の相談の窓口というのは電話対応のみということで今なっております。

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に係る休業要請相談窓口ということで、先般、相談窓口の対応できる体制を強化したというふうに聞いております。電話番号は、059-224-2335で県庁内にあるということです。受付時間が9時から5時までで、土日祝もやっておるということでご案内させていただいております。こちらのほうはホームページ等にも記載されておりますので、またご参考にしていただければと思っております。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 もう一つ、申請の書類を、本来ならばパソコンからダウンロードしてくださいというふうなことを書いてあるんですけれども、インターネットで、なかなかパソコンを使っていないとかという場合の方々に対しての申請の書類というのは、鳥羽ではどこへ行けばもらえるような体制になっているんですか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 当初は、県のほうからも紙ベースの申請書類を市町の窓口に置くような計画もあったんですけども、やはり3密を避けるというような形での取組をしている中で各市町のところに紙ベースのものを置かないというような形に方針が変わりました。

一応、そのような形でインターネット等を活用して出していただく、協力していただきながら出していただくというところはしていただきたいところですが、どうしてもというところでありますと市のほうからでも何とか対応はさせていただければと思っております。

○世古安秀議員 ほかにないですか。市以外で。

○木下順一議長 村山課長補佐。



○村山課長補佐 農水商工課、村山です。よろしく申し上げます。

資料の配布先につきましては、三重県の本庁舎の8階、もしくは三重県地域防災総合事務所及び地域活性化局、それと各商工会議所が資料の配置先ということで指定はされております。

以上です。

○世古安秀議員 わかりました。

○木下順一議長 よろしいですか。

南川議員。

○南川則之議員 協力金の支給対象の一覧表いただいて対象になるところわかっておるんですけども、現在、鳥羽市の中でそういう事業者があって、この支給対象外の人から問い合わせがあるとかこういう事業で休止しておるけれどもどうなんやというところがあるのかなのか、対象外になっておるところが、再度、対象に、あればなる可能性があるか、その辺わかれば教えてください。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 この中で県のほうにも問い合わせがあって、県のほうが答えている部分では、遊漁船業こちらのほうが対象外になっている、それからキャンプ場、こちらのほうも集会するような施設を伴わないようなキャンプ場になりますと対象外ということでなっております。

遊漁船に関しましては、鳥羽市内の遊漁船の団体のほうから要請が出ておまして、追加をしていただきたいというような要請がありましたので、こちらのほうは昨日ですけれども市も追加してくださいという形で県のほうに要請をさせていただいたところです。要望書のほうの提出をさせていただいたところでございます。

ただ、県のほうの回答を見ますと、こちらを設定した要件というものがあまして、その中の要件の中に休業要請をしていないというところで一旦ご回答をいただいたところでございます。難しいような回答でございましたけれども、引き続き要望はしていきたいというふうに思っております。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 今後、このコロナの収束というのが長引く可能性もあるし、鳥羽の観光、鳥羽の状況からしてそういう海岸とかそういうところの、これから夏にかけていろいろ人が集まる地区というのは必ず出てくると思います。それに対して休業要請もかけていかなあかんこともありますので、おいおい検討しながら県のほうと協議しながら要望に沿うようにまたよろしく申し上げます。

以上です。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 関連で。確認ですけれども、朝市は対象外から対象内に入ったという報告ですけれども、間違いありませんか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 申し訳ありません。今、朝市のところは確認できておりません。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 これ、課長、早めに確認していただいて、申請がもう22日に締切りですので、市内の朝市の皆さんは、もしこれオーケーということになれば非常に喜んでいらっしゃいますもんで、僕の情報では、対象

に入ったということでした。もう一遍確認してください。

それから、もう一つ、民宿ですけれども、これはずっと対象外なんです、これはそのままでしょうか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 今現在、県が示されているのが、集会等を要する施設がある宿泊施設ということですので、例えばセレモニーとか催し物とか開催するような大きなスペースがある宿泊施設というところでの対象内という形でさせてもらっておりますので、民宿とか業態ではなくてそこが有るか無いかというところがこの判断の基準になっているのかなというふうに私どもは理解しております。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 鳥羽市内では相差、長岡地域含めて民宿の人たちが非常に多いわけだから、そこはもうほとんど、今、自粛していますので、対象に入れろと、僕らもこれ対象に入れろと県には強く言うてますけれども、市のほうからそれぜひ言うたってほしいというふうに思うんです。

以上です。関連のは今のだけです。

続けてよろしいか。

○木下順一議長 はい、どうぞ。

○戸上 健議員 この補正の提案時期なんですけれども、今の課長の説明では5月27日以降に補正3号ということになるわけやな、それを出すということでした。

しかし、午前中の議論では、どうも6月議会まで、6月議会では補正3号当然出すんだろうけれども、途中で5月中にもう一遍議会開くという意味は執行部のほうにはないみたいですが、その辺りはどうですか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 この予算につきましては、まず一旦県が50万円で4月24日に50億円規模の予算を可決していただいております。その中で市町分も含めた執行をするということで、その執行後にそれぞれ鳥羽市としては、やはり国の交付金を活用しないことには予算立てが難しいというふうに認識しておりますので、ご説明させていただいたような形で考えておるところです。

コロナ対策の予算につきましては、財政課との時期も含めて協議させていただきたいというふうに思っています。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 そうなると、課長、先ほどの説明では5月25日以降に受け取れる事業所があるということやけれども、鳥羽の場合は5月27日の補正で、それが6月議会に議決後、6月議会にずれ込むということになると、果たして6月中に受け取れるのかということになります。

これは議会で別に議決してもらわなくても県で決まったからお金は渡せるという理解でよろしいのか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 はい、そのようなご理解で結構かと思えます。

この事務自体は県が一旦予算を確保して行うということでスタートしております。県に対して市は、市町の件数分が確定したら県にその分負担金という形で予算を執行するという形になります。県に対して執行するという形になります。県のほうは市町分を含めた事務を行っているという状況になります。

○木下順一議長 よろしいですか。

○戸上 健議員 わかりました。こういう特例の時期だから弾力的な対応を行政はしてくれるわけや。それも大したもんやと思います。

以上です。

○木下順一議長 先ほどの、課長、朝市の件、わかりましたらまた事務局にでも言うていただくか、我々この後もまだ情報共有会議をやりますのでまだ1時間程度はおると思うんで、その間にわかればお伝えを願いたいと思います。

他にございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 さっきの遊漁船の県の協力金に漏れたところのことなんですけれども、昨日、南伊勢のほうでは県の協力金に漏れたもので町独自でもそういうふうな協力金を出そうというふうなことも出ておりますので、今後また、要望としておきますけれども、市のほうとしてもまた検討していただきたいと思います。

以上、要望です。

○木下順一議長 浜口一利議員。

○浜口一利議員 先ほど県で1万件という説明と、市では4 4 1事業者ということだったんですけれども、市の4 4 1事業所は全てわかっておるのかな。この辺りは。

○木下順一議長 商工労政係長、河村君。

○河村商工労政係長 商工労政係の河村です。よろしくお願ひします。

県のホームページからの周知を受けて、市のホームページからも案内させていただいたというのは先ほど課長からも説明あったんですが、私も情報収集している中で、商工会議所さんのほうから会員様向けに間違いなく明らかに対象外の施設は除いてなんですけれども、文書によってお知らせがされておるといふふうに聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○木下順一議長 浜口一利議員。

○浜口一利議員 国の休業要請では、当然支援金が出るという、また、その中でこぼれた部分というのは三重県の独自でまた広げたという大事な施策ですもんで、鳥羽市もそれに該当する部分、該当しないところはなかなか難しいかもわかりませんが、確実に該当した部分については漏れなくもらえるということであれば、手続できるような周知ということに聞かせていただきました。よくわかりました。ありがとうございます。

○木下順一議長 その辺りもよろしくお願ひいたします。

他にございませんでしょうか。

河村議員。

○河村 孝議員 先ほどの申請書の件なんですけれども、三重県のホームページを見ると申請書配布書一覧があつてうちも商工会議所が対応してくれることにはなっているとは思うんですけれども、市としては3密を避けるために来てもらったら困るよというところで商工会議所には行ってもらっても、見てもらっている人もいると思うんで、事業をやっている方なんで割かし三重県のホームページからPDF等、ワードでダウンロードができるようになっておるんで、事業をやっている方がほとんどでしょうからダウンロードできると思うだけ

ども、なかなかそういうところにうといという人は、どうしてもというところはまず商工会議所に行ってもら  
うということが申請書に関して、正しいのかどうか。

○木下順一議長 村山課長補佐。

○村山課長補佐 基本的に電話でお問い合わせがあった場合には、もしパソコンで出せないというのであれば商  
工会議所のほうを案内させてもらっておりまして、窓口に見えた場合は、こちらで出すという対応はさせても  
らおうかなとは思っております。

以上です。

○木下順一議長 河村議員。

○河村 孝議員 ぜひそうしてあげてほしいなと思うのは、たらい回しにして農水商工課の場所に来たのにやっ  
ぱり商工会議所に行ってくれなんてことを言わんと、ダウンロードすればいいだけの話なんで、もしくはそれ  
を一部置いておけば、結構な書類の数になるんですけども、僕も頼まれて何通かダウンロードしましたけれ  
ども結構な数になるんですよ。ただ、それをコピーして渡すだけということであれば、こういうときなんで  
柔軟に対応していただきたいなと思います。

それと、この会議の以前にもちょっと課長にもお話しましたがけれども、一番僕らに問い合わせがあるのが、  
協力金と経産省がやっている持続化給付金、午前中の議論にあった10万円の特別給付金、この辺りの問い合  
わせが多いわけです。

市のホームページもコロナの一覧表つくってもらって入りやすいようには、相談窓口等々どこに問い合わせ  
たらいいのかというところをホームページ入りやすいようにしてもらっているんですけども、細かい鳥羽市  
なりのQ&Aというのか、そういうものをもう少しわかりやすくつくって出してもらうとよりいいのかなと思  
うんです。

私もわからない部分は、この協力金の件でも県に問い合わせているんですけども、先ほど課長から紹介あ  
った電話番号、知っていますが、物すごくつながりにくいです。つながらない状況、それは県に申し入れてほ  
しいんですけども、そういう状況で、市民、今、この状態でフラストレーションがたまっているわけです。  
それで、なお電話もつながらないという状況が起こるとよけいやっぱり市民としては何やと、どないなってお  
るねん鳥羽市という思いにもなってくるんで、ホームページを見ていただける人たちによりわかりやすく丁寧  
に説明するのにQ&Aもそこに一緒に載せてもらおうと市民に非常にわかりやすいのかなというふうに思うんで、  
先ほど言った鳥羽の人たちが広く対象になるであろうところ、10万円の給付金は担当が違うんですけども、  
ホームページのほうでQ&Aをしっかり対応していただけるようお願いしたいなと思うんですが、いかがで  
しょうか。

○木下順一議長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 国のほうから示されたQ&A等もございますので、そちらのほうから鳥羽市に合ったような  
ところも選びながらわかりやすく伝えられるようにしていきたいと思います。

○河村 孝議員 お願いします。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。  
これをもちまして全員協議会を閉会いたします。

(午後 2時03分 閉会)

---

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年5月1日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一